盛岡市監査委員告示第 31 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第１項，第２項及び第４項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 27 年８月 10 日

盛岡市監査委員　熊　谷　喜美男
同　菊　池　秀　一
同　佐　藤　敬　三
同　八木橋　美　紀

１　定期監査の結果の報告　平成 27 年５月 27 日付け 27 盛監第９号
２　対象部署及び事項　市長公室及び総務部に係る指摘事項
３　措置を講じた旨の通知　別添のとおり。

様式第15号　措置状況通知書（その１）（第８関係）

27 盛 企 第 77 号
平成27年7月29日

盛岡市監査委員　熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員　菊 池 秀 一
盛岡市監査委員　佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員　八木橋 美 紀　　様

盛岡市長　谷　藤　裕　明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成27年5月27日付け27盛監第9号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき，次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

１　指摘事項

行政財産の使用許可に当たり，決裁権者の決裁及び総務部長の合議を得ず，並びに使用料の徴収をしていなかった事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

２　措置の状況

(1) 措置の内容

行政財産の使用許可に当たっては，事務を取扱う職員及び決裁に係る職員が相互に確認を行うとともに，専決・代決に関する規程や財務規則に基づく適正な事務処理を遵守するよう所属長及び課員全員に指示した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

指摘のあった事例は，短期間の使用であり，かつ，使用料の減免が可能な事例であったことから，誤った事務処理を行ったものであり，専決・代決に関する規程や財務規則の認識不足が原因である。

今後は，原議に根拠規定を明記するなど，関係する規程や規則に基づき適正に使用許可を行うことを徹底し，再発防止に努める。

様式第15号　措置状況通知書（その１）（第８関係）

27盛 危 第511号
平成27年7月29日

盛岡市監査委員　熊　谷　喜美男
盛岡市監査委員　菊　池　秀　一
盛岡市監査委員　佐　藤　敬　三
盛岡市監査委員　八木橋　美　紀　　様

盛岡市長　谷　藤　裕　明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成27年5月27日付け27盛監第９号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき，次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

１　指摘事項　（課名等　総務部危機管理防災課消防対策室）

指摘事項１

コミュニティ防災センターの使用許可に当たり，使用許可書の交付及び許可の際に使用料の徴収をしていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

指摘事項２

業務委託契約の実施に当たり，設計書と異なる価格を予定価格としている事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

指摘事項３

業務委託契約に当たり，無効とすべき見積書を提出した業者を契約の相手方に決定している事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

２　措置の状況

（１）措置の内容

指摘事項１

許可書の発行及び許可の際の使用料の徴収について室内で条例の再確認を行うとともに，決裁に当たっては原議に条例規定を添付することとした。

指摘事項２

業務委託契約の予定価格の決定にあっては，ミスが生じないようチェックリストを作成し確認することとした。

指摘事項３

見積徴収に当たっては，盛岡市随意契約見積参加者心得第７及び第９の規定を遵守するようチェックリストを作成し確認を徹底することとした。

（２）原因及び再発防止策の内容

指摘事項１

使用料徴収の事務処理において，室長及び室員の認識不足により許可書の発行を行っていなかったこと，施設の使用日前までを納期限とした納付書の発行により使用料を納付させていたことが原因であった。

今後は，使用許可の決裁に当たり条例規定を添付し，許可の際に使用料を徴収する。

指摘事項２

業務委託の予定価格の決定にあっては，その業務に係る設計書がある場合は，設計額を予定価格とする認識はあったが，予定価格の記載時に誤って予算額を記載してしまった。

今後は，予定価格の決定に当たってはチェックリストを作成し，設計額が予定価格となるよう確認するなど，適正な契約事務を行う。

指摘事項３

業者から提出された見積書に件名のほか年度が追記された見積書を有効な見積書と誤認して契約事務を行っていた。

今後は，有効な見積書であることを確認するためのチェックリストを作成し，適正な契約事務を行う。

様式第15号　措置状況通知書（その１）（第８関係）

27　盛　管　第28号
平成27年7月28日

盛岡市監査委員　熊　谷　喜美男　様
盛岡市監査委員　菊　池　秀　一　様
盛岡市監査委員　佐　藤　敬　三　様
盛岡市監査委員　八木橋　美　紀　様

盛岡市長　谷　藤　裕　明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成27年5月27日付け27盛監第9号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき，次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

１　指摘事項（総務部管財課）

（１）市有地の賃貸借変更契約に当たり，決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

（２）市有地の賃貸借契約に当たり，契約の解除に係る合意書が相手方に渡されていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

２　措置の状況

（１）措置の内容

ア　指摘事項（１）について

専決及び代決に関する規程をはじめ，業務に関連する規定に基づく事務処理の徹底について指導した。

イ　指摘事項（２）について

一つの業務について，複数の職員が関与して事務処理を行うよう指導した。

（２）原因及び再発防止策の内容

ア　指摘事項（１）について

発議した職員及び決裁にかかわった職員の確認不足が原因であった。

再発防止策として，課員全員に専決及び代決に関する規程を配付し，発議の際の確認を徹底したほか，原議には，同規程をはじめ，根拠となる規程の写し

を添付して，決裁にかかわる全職員で確認を徹底することとした。

イ　指摘事項（２）について

発議した職員が，相手方に送付すべき文書を誤って綴り込んでしまい，送付したものと誤解したことが原因である。

今後は，発議した職員のほか，担当係長が決裁文書の決裁日及び施行日を確認したうえで送付することとした。